

大治町公衆無線LAN利用規約

(目的)

第1条 この規約は、大治町（以下、「本町」という。）が、住民及び来訪者の利便性の向上を図ることを目的として提供する公衆無線LAN（以下「無線LAN」という。）によるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者資格)

第2条 本町は、本規約に同意した方（以下「利用者」という。）に対して、本サービスを利用する資格を付与します。

(利用場所)

第3条 本サービスを利用できる場所は別紙に定める。ただし、災害発生時やイベントなど町長が特に必要があると認めた場合は、これを利用することができる。

(利用のための準備等)

第4条 利用者は本サービスの利用に当たり、次に掲げるものを準備するものとする。

- (1) 本サービスに接続できるWi-Fi機能及びWebブラウザを搭載した通信機器
 - (2) 利用施設の既設電源の使用が認められている場合を除き、利用者が用意した通信機器及びその付属機器に供給する電源
- 2 無線LANへ接続する通信機器のウイルスチェック等のセキュリティ対策など、必要な対策は利用者が行うものとする。

(遵守事項)

第5条 本サービスに係る機器の設定、操作等に関する相談や問い合わせについては、本町では一切受け付けない。

- 2 本サービスの利用料金は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 3 無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。Wi-Fi接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Webブラウザ等によって、本サービスを利用できない場合があっても、本町は、いかなる責任も負わないものとする。

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本町又は第三者の著作権又はその他の権利を侵害する行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 本町又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷する行為

- (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (6) 選挙期間中であるか否かを問わず選挙運動又はこれに類する行為
- (7) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (8) 他人になりすまして本サービスを利用する行為
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて又は無線LANに関連して使用若しくは相手方の同意の有無にかかわらず送付又は提供する行為
- (10) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量なデータを送信する行為
- (11) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (12) 音を出して音楽及び動画を再生する行為、大量なデータのダウンロード等により通信回線に負担をかける行為等他の利用者に対して迷惑を及ぼす行為
- (13) 本サービスの利用のみを目的とし滞在する行為
- (14) その他、法令に違反し若しくは違反するおそれのある行為又は本町が不適切と判断する行為

2 前項に該当する利用者の行為によって本町、利用者及び第三者に損害が生じた場合は、当該行為をした利用者の責任と費用負担で解決するものとし、本町は一切の責任を負わないものとする。

(利用の停止)

第7条 利用者が次のいずれかに該当するときは、事前に通告することなく直ちに当該利用者の本サービスの利用を停止することができるものとする。

- (1) 遵守事項を守らないとき。
- (2) 禁止事項に該当する行為を行ったとき。
- (3) その他本町が不適切と判断する利用を行ったとき。

(運用の中止)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、本町は、予告なく本サービスの運用を中止し、又は終了することができるものとする。

- (1) 災害、事故その他の非常事態により本サービスを通常どおりに運用することができないとき。
- (2) 無線LANに係る設備等に障害が生じたとき。
- (3) 無線LANに係る設備等の点検、工事等を緊急に行う必要が生じたとき。
- (4) その他本町が本サービスの運用を中止し、又は終了する必要があると判断しとき。

(免責)

第9条 本町は、利用者が本サービスを利用し又は利用しようとし又は利用できなかったことに起因する一切の損害、トラブル等に関していかなる責任を負わないものとする。

- 2 本町は、利用者が無線LANを経由してインターネットに接続したことに起因する一切の損害、トラブル等に関して、いかなる責任も義務も負わないものとする。
- 3 本町は、無線LANに不具合、エラー、障害等の瑕疵がないこと及び無線LANが中断なく稼動することを保証しないものとする。
- 4 本町は、本サービスの利用状況の調査、サービスの向上や施策立案の参考などを目的として、利用者のアクセスログ、MACアドレスの取得を行い利用することができるものとする。

(本規約の変更)

第10条 本規約の内容は、本町が必要と判断した場合には、予告なく変更することができるものとする。本規約の変更後に本サービスを利用した場合、利用者は、当該変更について同意したものとする。

(損害賠償)

第11条 利用者が本規約に違反した結果、本町が損害を被った場合、利用者がその損害に係る費用を負担するものとする。

(法令等の遵守)

第12条 利用者は、本サービスの利用にあたって、本規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則、命令等を遵守するものとする。

(準拠法等)

第13条 本規約に関する準拠法は、日本国法とする。

- 2 本規約又は本サービスに関連して本町と利用者間で紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

大治町役場	: 大治町馬島大門西 1—1
総合福祉センター	: 大治町大字砂子字西河原 1 8
公民館	: 大治町大字馬島字大門西 1 0
保健センター	: 大治町大字砂子字西河原 1 4—3
スポーツセンター	: 大治町大字北間島字藤田 3 3—1
多世代交流センター	: 大治町大字西條字西之割 6 0—1
大治小学校	: 大治町大字堀之内字南二反畑 6 0 6
大治南小学校	: 大治町大字砂子字勇八前 3 2 0
大治西小学校	: 大治町大字西條字松下 1 0 0
大治中学校	: 大治町大字堀之内字半之返 7 9 1
西條防災コミュニティセンター	: 大治町大字西條字諏訪 2 4—1
八ツ屋防災コミュニティセンター	: 大治町大字八ツ屋字山畔 2 5—1
砂子東部防災ふれあいセンター	: 大治町大字砂子字柳原 7 8—1
大治南保育園	: 大治町大字砂子字中割 2 8

備考

- (1) 本サービスを利用できるのは施設の一部エリアとなります。
- (2) 建物の構造上、上記利用場所にあっても電波の入りにくい場所があります。
- (3) 多人数の同時利用など、接続状況によってはインターネットに繋がりにくい場合があります。